

February 07, 2020

Legal Update

「ベンチャー投資促進に関する法律」制定案の国会本会議通過

「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」(以下、「ベンチャー企業法」という。)&「中小企業創業支援法」(以下、「創業支援法」という。)に分けられていたベンチャー投資関連法を統合して一元化することにより、両法律の間の規制の差を解消し、これまでの不合理な規制を改善する内容を盛り込んだ「ベンチャー投資促進に関する法律」(以下、「ベンチャー投資促進法」という。)が、2020年1月9日国会の本会議を通過しました。以下では、ベンチャー投資促進法の主な内容について簡単にご説明させていただきます。

SAFE:投資方式として条件付持分引受契約の導入

- ベンチャー投資促進法は、投資金額の償還満期日がなく利子が発生しない契約として、中小ベンチャー企業部令が定める要件を満足する条件付持分引受契約を通じた持分引受を、投資類型の一つとして定義しています(ベンチャー投資促進法第2条第1号ラ目)。
- これは、米国において企業の価値評価が困難な創業初期企業に対する投資方式として活用されているSAFE(Simple Agreement for Future Equity、以下、「SAFE」という。)と類似するものであり、SAFEは、投資契約の締結時には投資単価の決定方式に対する最小限の条件のみを決定し、取得する株式の規模、最終投資単価等のような残りの具体的な投資条件は、後続投資時における企業価値評価とその他の条件に従って確定されるものとする方式の資金調達手段です。条件付持分引受契約の具体的内容は、今後施行令において決定される予定です。

専門個人投資家：登録制度の導入

- ベンチャー投資促進法は、現在「専門エンゼル投資家管理規定」（中小ベンチャー企業部告示）に基づいて施行されている専門個人投資家確認制度を、法律上の登録制度に変更しました。ベンチャー投資を行う個人として、ベンチャー投資促進法の適用を受けようとする者は、中小ベンチャー企業部長官に対して専門個人投資家としての登録を行い（ベンチャー投資促進法第9条）、登録日を基準に3年ごとに中小ベンチャー企業部長官が定めて告示する金額以上を創業者、ベンチャー企業、技術革新企業等に投資しなければなりません（ベンチャー投資促進法第10条）。

個人投資組合：投資義務比率の合理的な調整

- ベンチャー投資促進法は、ベンチャー企業法および創業支援法における個人投資組合関連事項を同法に移管し、登録要件等の制度はそのまま維持しているものの、投資義務について従前の投資制限を一部緩和しました。
- 個人投資組合は、以前は全ての資金を創業者とベンチャー企業に対する投資に使用しなければならなかったものの、ベンチャー投資促進法の施行後には、登録後3年が経過する日まで出資金額の50%以内で、大統領令により定める比率以上を創業者とベンチャー企業に対する投資に使用する義務を達成すれば、その他の資金は自由に投資できるようになりました（ベンチャー投資促進法第13条）。

創業企画者：ベンチャー投資組合結成の許容

- 創業支援法において創業企画者（アクセラレーター）は個人投資組合のみ結成が可能であったものの、ベンチャー投資促進法は創業企画者が個人投資組合のみならず、ベンチャー投資組合も結成できるようにしています（ベンチャー投資促進法第24条）。
- その他、創業企画者およびその役職員等が職務関連情報を利用する行為を禁止する条項が新設されました（ベンチャー投資促進法第30条）。

中小企業創業投資会社：投資義務比率の合理的な調整

- 創業支援法において中小企業創業投資会社（以下、「創投社」という。）は、資本金および個別ファンド別にそれぞれ創業者およびベンチャー企業等に対して投資する義務がありましたが、ベンチャー投資促進法は、創投社別に運用している総資産全体を基準（50%範囲内で大統領令で定める比率以上）として投資義務を課しているところ（ベンチャー投資促進法第38条）、より柔軟かつ戦略的なポートフォリオを構成することができるようになりました。
- 他にも、ベンチャー投資促進法は、創投社の海外投資に対する限度規制をなくし、社債発行限度を拡大（資本金と積立金総額の10倍 → 20倍）する等、制度を全体的に改善しました（ベンチャー投資促進法第43条等）。
- また、創投社およびその役員等が職務関連情報を利用する行為を禁止する条項が新設されました（ベンチャー投資促進法第42条）。

ベンチャー投資組合：韓国ベンチャー投資組合と中小企業創業投資組合制度の統合

- これまで類似する性格を有している、創業支援法上の中小企業創業投資組合とベンチャー企業法上の韓国ベンチャー投資組合がそれぞれ異なる法の適用を受けていたところ、ベンチャー投資促進法は、これをベンチャー投資組合として一元化し、各種の規制を緩和しました。
- 韓国ベンチャー投資組合は、一定の場合を除いては政策資金である母胎組合の出資を受ける必要があったものの（ベンチャー企業法第4条の3）、ベンチャー投資促進法は、このような規制を緩和し母胎組合の出資がなくてもベンチャー投資組合を結成できるようにしました。
- ベンチャー投資促進法は、業務執行組合員の全体資本金を基準に50%以上の範囲で大統領令により定める比率以上を投資する一方、個別ファンド別に出資金額の40%範囲で大統領令により定める比率以上を創業企業等に投資するものとしていますが、これは、創業支援法上の中小企業創業投資組合の場合、同一の業務執行組合員の資本金とファンド別におのおの賦課していた投資義務基準を緩和したものです。また、ベンチャー投資組合は、義務投資比率を達成する場合、中堅企業および海外への投資を自由に行うことができ、大統領令により定める比率以内においては上場会社に対しても投資することができます（ベンチャー投資促進法第51条）。

- ベンチャー投資促進法は、年基金および銀行等の主要機関投資家らが優れた交渉力を基に、投資組合に損失が発生する場合、業務執行組合員等の出資持分において優先的に損失を反映するように要求することを禁止するため、ベンチャー投資組合の出資者に対する損失補填行為を明示的に禁止しています（ベンチャー投資促進法第60条）。

韓国ベンチャー投資およびベンチャー投資母胎組合：法定機関化および義務投資比率に対する特例

- ベンチャー投資促進法は、既存のベンチャー企業法における中小企業投資母胎組合の投資管理専門機関である株式会社韓国ベンチャー投資を法定機関に転換しました（ベンチャー投資促進法第66条ないし第69条）。
- ベンチャー投資促進法は、既存のベンチャー企業法における中小企業投資母胎組合をベンチャー投資母胎組合に名称を変更しながら関連条項を移管しましたが、母胎組合が出資した個人投資組合およびベンチャー投資組合には、一般の民間ベンチャー投資組合と異なって別途の投資比率を適用できるように定めています（ベンチャー投資促進法第70条）。

経過規定

- ベンチャー投資促進法は、公布後6ヵ月が経過した日（2020年7月）より施行されます（ベンチャー投資促進法付則第1条）。
- ベンチャー投資促進法における個人投資組合、創業企画者等の登録要件は、ベンチャー投資促進法の施行当時に登録手続きが行われている場合にも適用され（ベンチャー投資促進法付則第2条）、従前にベンチャー企業法および創業支援法に基づいて登録した個人投資組合等は、同法に基づいて登録した個人投資組合等とみなします（ベンチャー投資促進法付則第6条）。

ベンチャー投資促進法が国会本会議を通過することにより、ベンチャー投資制度がより単純かつ効率的なものへと改善されており、これは、韓国の複雑なベンチャー投資制度を革新するための第一歩として歓迎すべき変化であるといえます。

また、新しく導入される条件付持分引受契約の場合、様々な場面で活用されるものと期待されるところ、その法律上の地位（商法および資本市場法令との調和等）と会計処理方式等と関連して様々な 이슈が発生するものと見込まれます。今後条件付持分引受契約に基づいて投資をするか、これに基づいた投資を受けた企業に対して後続投資を行おうとする場合には、事前に綿密な法律検討が必要になるものと思われます。

法務法人(有限)世宗は、ベンチャー投資促進法をはじめとする諸般のベンチャー投資制度について様々なリーガル・アドバイスをご提供しております。上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[アドバイス部門]



趙正熙
パートナー

☎ +82-2-316-1624

✉ jhcho@shinkim.com



金炳寅
所属弁護士

☎ +82-2-316-1572

✉ bikim@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
